

加工施設などの整備に補助します

【農林業】

1 生産・加工投資資材等に関する補助（継続）

- (1) 補助対象者：販売農家
- (2) 補助対象経費：
 - ① 農畜産物の生産及び加工に必要な機械等の購入費
(経費の1/2以内、100万円限度、1件につき5万円以上 ※認定農業者については500万円以上購入の場合は上乘せあり)
 - ② パイプハウスの設置及び既存のもので老朽化したパイプ・ビニール等の更新経費
(経費の1/2以内、100万円限度)
 - ③ 農畜産物の加工に必要な施設及び機械設備の整備費
(経費の1/2以内、250万円限度)

2 ほ場改良に関する補助（継続）

- (1) 補助対象者：販売農家
- (2) 補助対象経費：町内に有するほ場の客土・除れき・暗渠・明渠施工等に係る経費
(経費の1/2以内、10a当たり8万円限度)

3 土づくりに関する補助（継続）

- (1) 補助対象者：簡易土壌分析を受けた販売農家
- (2) 補助対象経費：堆肥等購入費（経費の1/2以内、生肥の経費については施用量×1,500円で算出、いずれも1t/10a以上の施用が条件）

4 ニラ販売促進支援に関する補助（継続）

- (1) 補助対象者：販売農家
- (2) 補助対象経費：F Gフィルム購入費（経費の1/3以内）

●お問い合わせ ・ J A 新はこだて上ノ国支店 ・ 農林課 農業林業グループ

5 肉用牛繁殖雌牛導入に関する補助（継続）

- (1) 補助対象者：販売農家
- (2) 補助対象経費：繁殖雌牛の導入経費（経費の1/3以内、1頭当たり5万円限度）

6 電気牧柵資材（ヒグマ等侵入防止用）（継続）

- (1) 補助対象者：電気牧柵を設置した農業者
- (2) 補助対象経費：電気牧柵の資材購入費（経費の1/2以内、10万円限度）

7 日本海グリーンベルト構想推進事業補助金（新設）

- (1) 補助対象者：森林所有者
- (2) 補助対象経費：「森林環境保全整備事業」により行う下刈り、枝打ち、間伐等に係る経費
(事業費から未来につなぐ森づくり推進事業、森林環境保全整備事業の補助金を控除した額の90～95%以内)

●お問い合わせ ・ 農林課 農業林業グループ

【水産業】

1 水産物加工施設の整備（継続）

- (1) 補助対象者：町内漁業者
- (2) 補助対象経費：①水産物加工施設（経費の1/2以内、250万円限度）
②水産物加工備品（経費の1/2以内、100万円限度）

2 漁網・漁具の整備

- (1) 補助対象者：町内漁業者
- (2) 補助対象経費：①漁網の整備（経費の1/2以内、150万円限度）
②漁具の整備（経費の1/2以内、150万円限度）

●お問い合わせ ・ 水産商工課 水産グループ